

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																				
<p>Q. 基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>適用基準及び適用規格については、各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等とする。</p>	<p>設工認申請に記載する<b>準拠規格及び基準</b>について</p> <p>1. <b>準拠規格及び基準</b>について 申請設備に係る<b>準拠規格及び基準</b>を示す観点から申請する施設単位で<b>準拠規格及び基準表</b>を作成する。また、新検査制度施行以降の設工認申請においては、発電炉の申請形態に倣い、<b>適用規格の変更</b>が分かるように前後表形式のものも添付することとする。</p> <p>なお、<b>準拠規格及び基準</b>の作成にあたり、別紙「<b>準拠すべき主な法令、規格及び基準</b>」を参照する。</p>	<p>4 <b>工事計画認可</b>申請に記載する<b>適用基準及び適用規格</b>について</p> <p>1. ガイド規定 「発電用原子炉施設の工事計画に係る<b>手続きガイド</b>」によれば、工事計画に記載する必要がある<b>適用基準及び適用規格</b>については、「各設備の設計製作に適用する<b>基準及び規格</b>について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。」とされ、記載対象とする<b>基準及び規格</b>については、「<b>技術基準規則</b>に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準」となっており、「<b>具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等</b>」と示されている。</p> <p>2. 記載すべき<b>適用基準及び適用規格</b>の考え方</p> <table border="1" data-bbox="1635 682 2525 1381"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象基準・規格*</th> <th>記載要否</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】</td> <td>記載しない</td> <td>炉規制関係法令は、適合すべき技術基準規則の上位法令であり、設計・製作に適用する基準及び規格に該当しないため記載しない。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>関係他法令 【建築基準法，消防法他】</td> <td>記載する</td> <td>技術基準規則への適合のために、各設備の設計・製作にあたって、具体的な評価方法を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>設置許可基準規則 (解釈含む)</td> <td>記載しない</td> <td>設置許可基準規則に適合するものとして許可を受けた設置許可に従って工事計画認可を受けるため、適用が自明であることから記載しない。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>炉規制法及び電事法の各技術基準 【原子炉，火力設備，電気設備】</td> <td>記載しない</td> <td>現行の各技術基準は、適合することが条件であって、適用が自明であることから、記載しない。</td> </tr> </tbody> </table>		対象基準・規格*	記載要否	理由	1	炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】	記載しない	炉規制関係法令は、適合すべき技術基準規則の上位法令であり、設計・製作に適用する基準及び規格に該当しないため記載しない。	2	関係他法令 【建築基準法，消防法他】	記載する	技術基準規則への適合のために、各設備の設計・製作にあたって、具体的な評価方法を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。	3	設置許可基準規則 (解釈含む)	記載しない	設置許可基準規則に適合するものとして許可を受けた設置許可に従って工事計画認可を受けるため、適用が自明であることから記載しない。	4	炉規制法及び電事法の各技術基準 【原子炉，火力設備，電気設備】	記載しない	現行の各技術基準は、適合することが条件であって、適用が自明であることから、記載しない。	
	対象基準・規格*	記載要否	理由																				
1	炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】	記載しない	炉規制関係法令は、適合すべき技術基準規則の上位法令であり、設計・製作に適用する基準及び規格に該当しないため記載しない。																				
2	関係他法令 【建築基準法，消防法他】	記載する	技術基準規則への適合のために、各設備の設計・製作にあたって、具体的な評価方法を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。																				
3	設置許可基準規則 (解釈含む)	記載しない	設置許可基準規則に適合するものとして許可を受けた設置許可に従って工事計画認可を受けるため、適用が自明であることから記載しない。																				
4	炉規制法及び電事法の各技術基準 【原子炉，火力設備，電気設備】	記載しない	現行の各技術基準は、適合することが条件であって、適用が自明であることから、記載しない。																				

## 準拠すべき主な法令，規格及び基準

## 1. 準拠すべき主な法令、規格及び基準の記載方法

- ・申請設備に係る準拠法令等については、「準拠すべき主な法令、規格及び基準表」として、申請する系統及び当該系統に係る法令等を1枚の表（以下、「法令表」という。）にまとめ、本文添付図の前に本文添付表として添付することから、本文上は法令表の呼び込みのみを記載する。

### <記載例>

本建屋（または本設備、本系）の準拠すべき主な法令、規格及び基準を第〇. 〇. 〇-〇表に示す。

- ・なお、複数の系統を申請する場合においては、当該申請回次の最初に申請される系統（含む、建物）の本文添付表として申請系統全ての法令表を添付する形式も可能とする。この場合、以降の系統においては、添付先の系統（施設区分）を明確化する観点から、下記のように記載する。

### <記載例>

申請書の系統が「ロ. 再処理設備本体」と「ニ. 計測制御系統施設」の場合、「ニ. 計測制御系統施設」側の本文における記載例

本系（または本設備）の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「ロ. 再処理設備本体」の第〇. 〇. 〇-〇表に示す。

- ・ただし、新規基準に係る設工認申請のうち、2項変更の手続きを実施する場合は、以下のとおり記載する。
  - ①当該申請に係る系統の法令表を「ロ. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」～「チ. その他再処理設備の附属施設」毎に1枚にまとめて添付する。（なお、再処理設備本体等に係る施設の法令表の表番号は添付-1のとおり符番する。）
  - ②既認可の法令表から当該系統に係る記載を呼び出し等で削除する。
  - ③過去の2項変更で既に①の対応を実施している場合であっても、別の法令表を①のとおり作成する。（過去の2項変更の法令表に追記しない。）なお、準拠法令表の表番号は同じ番号を符番する。
- ・なお、法令表の記載方法について、次項に示す。

## 2. 準拠法令表の記載対象となる法令等の考え方

- ・設工認申請書本文「b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準」に記載する法令等は、炉規法下の設工認申請に係るものとする。

- よって、実際には当該法令等の適用を受けていても設工認申請、審査及び認可等に無関係なものは、記載の対象とはしない。
- 具体的な基準を示す当該法令等のみを記載するものとし、上位の法律等までは記載しない。
- ADRB に記載のある法令等を（設工認申請に関係なく）適用している場合、本来であればそれらも全て記載する必要があるとも考えられるが、下記の分類に該当せず、ADRB（添六）のみに記載のあるものは、技術的な面で上記1つ目の「・」の考え方に該当しないとの整理から、記載対象としない
- その他、留意事項として、使用前検査時問題が生じないよう準拠すべき主な法令、規格及び基準を記載する。（設工認は使用前検査の合格基準となるものであることから、使用前検査時にのみ準拠する法令等がないようにする）
- また、同じ系統等が分割申請された場合、当該申請回次に申請する設備に係るものを記載の対象とする。

### 3. 法令等の適用を受ける設備の対象

当該法令を受ける設備は、申請対象設備（本文仕様表のあるもの）だけでなく申請範囲設備全てを対象とする。

### 4. 記載の対象となる法令等の具体的内容

2. における記載対象となる法令等の考え方を具体的に展開すると、以下のとおりとなる。

- 設工認申請自体に係る法令類【下記、分類①】の他、申請設備の設計に係る主な準拠法令等として、設工認の認可基準を満たすために必要な「設計仕様として記載しているもの、または評価として引用しているもの」【下記、分類②】について抽出し、記載する。
- また、設工認は使用前検査の合格基準となるものでもあることから、申請設備の工事の方法（試験・検査）に係る主な準拠法令等として、「検査対応方針または判断基準の拠所としているもの」【下記、分類③】について抽出し、記載する。
- なお、工事上の注意事項（労働安全・作業安全等）において準拠する法令等については、設工認申請、審査及び認可等に対し無関係とは言えないものの、申請設備の認可基準である「ADRB どおりであること」、「技術基準に適合するものであること」に対する展開として説明する際に、直接的に引用するものではないことから、準拠すべき「主な」法令、規格及び基準として記載するまでもないと整理。（ただし、本文中には「労働安全衛生法を遵守」など、必要に応じ、作業において考慮する旨を記載）

- ・その他として、審査の過程や面談等において規制庁より記載を求められた場合においては、適宜反映するものとする【下記、分類④】

## 【分類】

- ① 設工認申請自体に係るもの（原則として、全ての設備（系統）に記載）
  - ・ 炉規法
  - ・ 炉規法施行令
  - ・ 再処理規則（または廃棄物管理規則）
  - ・ 再処理施設設工規則（または廃棄物管理施設設工規則）
  - ・ 再処理施設品管規則（または廃棄物管理施設品管規則）
- ② 設工認の認可基準（ADRB および技術基準）を満たすために必要なもの
  - (1) 機器固有に係るもの
    - ・ 本文仕様表（含、特記事項）等に記載しているもの
    - ・ 機器固有に係る添付書類で引用しているもの（例、耐圧強度）
  - (2) 設備／系統個別に係るもの
    - ・ 本文基本方針等に記載しているもの
    - ・ 設備／系統に係る添付書類で引用しているもの（例、適合性）
  - (3) 再処理施設全体に係るもの
    - ・ 施設全体に係る添付書類の基本方針で引用しているもの（例、耐震性）
- ③ 局所的な検査対応方針や判断基準の拠所としているもの  
例⇒高性能粒子フィルタの捕集効率に関する現場試験方法：JACA  
⇒GB の気密漏えい検査の判定基準 0.1vol%：高放射性物質取扱施設設計マニュアル  
...など
- ④ その他、行政指導等によるもの  
これまでに申請した設工認申請書における法令等と、準拠するとした考え方について添付－2に示す。（参考）  
また、法令表の記載サンプルを添付－3に示す。

以 上